

鳴門市第一小学校学習者用タブレット端末等利用規約

1 趣旨

本規程は、鳴門市学習者用タブレット端末の利用に伴う、情報の漏えい、改ざん、破壊、紛失の防止及び適正な利用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

鳴門市小学校および鳴門市中学校（以下「市立学校」という。）の児童生徒を対象とする。

3 対象端末

市立学校より貸与された学習者用タブレット端末（以下「タブレット端末」という。）とする。（付属品及びWi-Fiルーターを含む。）

4 遵守事項

4. 1 タブレット端末のセキュリティ対策

4. 1. 1 タブレット端末の使用

市立学校の教育活動に利用するタブレット端末は、以下のものでなければならない。

(1) 市立学校が貸与するタブレット端末

4. 1. 2 タブレット端末に導入するソフトウェア

(1) 鳴門市教育委員会が指定したソフトウェアを導入すること。貸与するタブレット端末には、それ以外のソフトウェアを導入してはならない。

(2) (1) により指定したソフトウェア以外で、教育活動上やむを得ず導入しなければならないソフトウェアは、学校長に申請し、許可を得なければならない。

(3) 導入したソフトウェアは、各機器のアップデート方法に従って常に最新の状態にした上で使用すること。

4. 1. 3 タブレット端末の他者への利用の制限

(1) 利用者は、タブレット端末を第三者に利用させてはならない。

(2) 利用者は、タブレット端末のロック機能（パスワード、生体認証など）を有効にし、第三者がタブレット端末を利用できないようにしなければならない。

(3) ロック機能は学校が定めた通りに使用し、ロック解除方法が第三者に漏れないようにしなければならない。

4. 1. 4 タブレット端末での情報の取り扱い

(1) タブレット端末で情報を取り扱う場合には、万一の漏えいに備え、暗号化等の対策を実施しなければならない。

(2) 情報取り扱い後には、不必要となった情報を速やかに削除し、保持したままにしてはならない。

4. 1. 5 学校外持ち出し時の注意事項

(1) タブレット端末を学校外へ持ち出す際には、所定の手続きを行い、学校長の許可を得なければならない。

(2) 移動時の交通機関や人混みでは、盗難に遭わないよう、適切にタブレット端末を所持しなければならない。また、落下及び紛失対策（ストラップによる固定等）を施さなければならない。

- (3) 学校外でタブレット端末を使用する際には、盗み見に注意し安全な場所で利用しなければならない。やむを得ず周辺に他者がいる状態で利用する場合には、覗き見防止対策を施すこと。
 - (4) 紛失防止のため、タブレット端末は常に手元に置き、放置しないようにすること。
 - (5) 紛失に気付いた場合は、直ちに学校に届け出て、必要な対策を講じなければならない。
4. 1. 6 タブレット端末の改造の禁止
- (1) タブレット端末のハードウェア及びソフトウェア的な改造（ジェイルブレイク、ルート化等）を行ってはならない。
4. 2 不正プログラム対策
4. 2. 1 不正プログラム対策ソフトの利用
- (1) 利用者は、タブレット端末に導入された不正プログラム対策ソフトの設定を変更せず、常駐設定にし、ファイルへのアクセス及び電子メールの受信時には、常時スキャンできる状態で使用しなければならない。
4. 2. 2 電子メールやインターネット閲覧を介しての不正プログラム被害の防止
- (1) メールを受信に当たっては、スパムメールや迷惑メールを分別する機能を有効にしなければならない。
 - (2) 送信元不明のメールに添付されたファイルや、実行形式のまま添付されたファイルなど、不審だと思われるメールの添付ファイルは開かない、また安易にURLリンクをクリックしない。不審だと思われるメールを受信した場合は、直ちに学校長に報告しなければならない。
 - (3) Webサイト閲覧時には、教育活動上関係のないサイトを閲覧してはならない。
4. 2. 3 不正プログラムに感染した場合、又は感染したと疑われる場合
- 不正プログラム対策ソフトが不正プログラムを検知した場合又は不正プログラムに感染若しくは感染が疑われる場合は、直ちに学校長に報告し、以下の対策を講じなければならない。
- (1) 通信機能（Wi-Fi, Bluetooth等）を無効化する。
 - (2) 学校長の指示に従って、不正プログラムを駆除する。
 - (3) 不正プログラム被害の影響範囲を確認する。
 - (4) その他、学校長が必要と認める対策を実施する。
4. 3 アプリケーション利用におけるセキュリティ対策
4. 3. 1 利用アプリケーションの制限
- (1) 学校長が許可したアプリケーションのみを使用する。
 - (2) アプリケーションに不要な権限を与えないように、あらかじめ設定されているアプリケーションの権限（電話帳や位置情報へのアクセス）を変更してはならない。
4. 4 外部サービス利用におけるセキュリティ対策
4. 4. 1 クラウドサービスの利用
- (1) クラウドサービスを利用する場合は、情報の重要度に応じて、鳴門市教育委員会が許可したクラウドサービスを利用する。
4. 5 タブレット端末の取り扱いに関するセキュリティ対策
4. 5. 1 タブレット端末の修理
- (1) タブレット端末の修理を依頼する場合は、申請書を提出し、学校長を通して修理を依頼しなければならない。
 - (2) タブレット端末の修理を依頼する場合は、機密性の高い情報が読み出し可能な状

態で保管されていないことを確認した上で修理を依頼しなければならない。故障の状況により、保管されている情報の確認や保護が実施できない場合には、学校長から指定された方法により修理を依頼しなければならない。

4. 5. 2 外部記録媒体等の利用禁止

(1) タブレット端末に外部記録媒体や他の情報機器を接続してはならない。

4. 6 ネットワークの利用

4. 6. 1 校内ネットワークの利用

(1) タブレット端末で校内ネットワークへアクセスする場合は、定められた方法で接続しなければならない。

(2) タブレット端末は学習系ネットワークにおいてのみ利用するものとし、校務系ネットワークに接続してはならない。

4. 6. 2 校内ネットワーク以外のネットワークの利用

(1) タブレット端末で校内ネットワーク以外のネットワークへアクセスする場合、通信事業者の提供する通信手段及び暗号化された通信手段を利用し、学校長が定めた方法でアクセスしなければならない。

(2) やむを得ず、無料Wi-Fiなどセキュリティが確保されているかが不明なネットワークを利用する場合は、個人情報等を扱わない通信に留めなければならない。

4. 7 その他遵守事項

次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。

(1) 徳島県学習者用タブレット端末貸与規程や法令等に反する行為。

(2) 学習活動以外での使用。

(3) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用。

(4) 個人的なメールアドレス、クラウドサービス等アカウントの使用。

(5) 他人の個人情報を盗み出したり、著作権・肖像権を侵害したり等する行為。

(6) 学校内外で撮影等した個人が特定される写真や動画、他者を誹謗中傷する発言をインターネット上に掲載、発信等する行為。

(7) 情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される行為。

(8) その他、学校長が必要と定める事項。

5 運用確認事項

(1) タブレット端末を紛失していないか、手元にあることを常に確認する。

(2) ソフトウェアの最新の情報を常に把握し、脆弱性等が発見された場合、学校長の指示に従って、許可されたアプリケーションであっても一時利用停止などの措置をとる。

6 例外事項

教育活動都合等により本規程の遵守事項を遵守できない状況が発生した場合は、各市立学校の情報セキュリティ委員会に報告し、例外の適用承認を受けなければならない。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。